

動産総合保険のご案内

このたびは、弊社をご用命いただきありがとうございます。

弊社ではリース物件に「動産総合保険」を付保しております。

動産総合保険は、物件が火災・盗難・破損などの様々な偶然の事故により生じた損害に対して保険金が支払われます。

ただし、地震・その他の免責事故に該当する事故により生じた損害に対しては、保険金は支払われません。

また、リース契約に当該物件以外の費用（解約損害金等）が含まれる場合、その部分については保険は付保されてお

りません。
当ご案内では、この動産総合保険の内容に加え、保険事故発生時における手続きを記載しております。

1 この保険の対象となるもの

動産であれば、原則として動産総合保険の対象となり、保険を付保することができます。

2 この保険で補償されている損害について

原則として日本国内におけるあらゆる偶然の事故による損害が補償され、保険金の支払いの対象となります。

- 火災による損害
- 盗難による損害
- 水災による損害
- 取扱不注意等による損害
- 破裂・爆発・落雷による損害
- 風・雹・雪災による損害
- 車の飛び込みによる損害
- 輸送用具の転覆等による損害
- 水漏れによる損害
- いたずらによる損害
- ストライキに伴う蛮行による損害
- 管球類の単独損害 ※免責金額 1 事故につき対象物件 1 個(本) ごとに 1,000 円

3 この保険で補償されていない損害について

下記に記載した損害は、保険金支払いの対象にならない代表的な事例となります。

- 日本国外における上記2の事故による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらに起因する津波・火災による損害
- お客様などの故意または重過失による損害
- 自然の消耗、劣化、性質によるさび・変質・変色等、ネズミ食い、虫食いなどによる損害
- 核燃料物質による汚染による損害
- 戦争・その他の変乱による損害
- 差押え・没収・破壊等公権力の行使による損害
- 詐欺・横領、置き忘れ・紛失による損害
- 使用人等の不正行為による損害

4 この保険の有効期限について

リース物件が貴社に引渡され、貴社が同物件を受領されたとき、即ちリース契約申込書兼保証委託申込書に記載された契約日（開始日）に始まり、1年間毎に自動更新してリース期間が満了したときに終了します。
※再リース期間においては付保されません。

5 保険金額について

保険金額は当初物件の取得価額を基準として定められ、以後リース期間で定額均等減価する算式に基づいて得られる金額を限度とします。

6 保険金の受け取りについて

損害に対する保険金はすべて保険会社から弊社へ支払われます。
支払われた保険金を限度として、損害の程度に応じ、修理費用相当額または契約を解約する為の損害金（リース料の残額及び未払消費税額等）に充当させていただきます。

（1）分損（修理可能）事故の場合

物件を修理した場合に限り、修理費用相当額に充当させていただきます。

（2）全損（修理不可能または修理見積金額が保険金を超える）事故の場合

契約を解約する為の損害金（リース料の残額及び未払消費税額等）に充当させていただきます。

7 事故発生ときは

物件に事故が発生したときは、その損害額に関係なく、直ちに弊社へご連絡いただき、追って速やかに事故発生報告書のほか、必要書類のご提出をお願い致します。

（1）連絡内容

- ①契約番号 ②事故発生の日時・場所 ③事故の原因 ④事故のあった物件名および損害程度
⑤連絡先（電話番号など）及びご担当者名

（2）保険金の請求に必要な書類

①原則的に必要な書類

| | 分損時 | 全損時 |
|-----------|-----|-----|
| 保険事故発生報告書 | ○ | ○ |
| 修理前の写真 | ○ | ○ |
| 修理見積書 | ○ | — |
| 修理不能証明書 | — | ○ |

②事故原因によって必要になる書類

| 事故原因 | 必要書類 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|------|---|
| 火災事故 | 消防署発行の罹災証明書（コピー可） |
| 盗難事故 | 警察署への届出時の受理番号 |
| 落雷事故 | 気象台発行の落雷証明書（※1） |
| 水災事故 | 罹災証明書（コピー可）または、 新聞記事のコピー、インターネットのニュース等、事実を確認できるもの。 |

※1 落雷証明書が入手できなければ、新聞記事のコピー、インターネットのニュース等、事実を確認できるものがあれば可。

※事故発生報告書の用紙は弊社にご請求下さい。

※「保険会社による損害額の認定」以前に被災物件を改変・廃棄された場合に、保険会社から支払われる保険金が減額、あるいは保険金が支払われないことがあります。（保険会社が当該事故による損害の程度を査定できなくなることによるものです。）

事故発生後、緊急に物件の修理・修繕等を行われる際には、事前に弊社へご連絡いただき、弊社および保険会社了承の上、着手されますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

株式会社オリコビジネスリース 資産管理部

東京都台東区台東2丁目27番5号 日土地御徒町ビル8階

TEL : 03-5846-3951 FAX : 03-5846-3955